

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持及び拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて、真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。

また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。さらに、小学校、中学校ともに新学習指導要領が全面実施となり、学習内容の増加により、子どもたちや学校現場の負担が増している。

定数改善については、小学校では公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴い、学級編成の標準が令和3年4月1日から35人となり、5年間かけて、第2学年から学年進行により、段階的に35人学級が導入されることとなり、本年度は、政府予算において、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備のために744人の定数措置がなされた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、国会両院の委員会の附帯決議の中でふれられるにとどまっているにすぎない。さらに、依然として教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。

少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級の更なる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

そして、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、国においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画

の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率
2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望す
る。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月21日

小牧市議会

議長 舟 橋 秀 和

関係行政機関宛

(内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官)